

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和6年4月24日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸
(公印省略)

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋）に係る用船及び販売委託業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 契約締結日
至) 令和7年7月15日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するごと。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とす。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノエイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付
任意様式に「海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋）に係る用船及び販売委託業務入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋）に係る用船及び販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年4月15日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に

績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用船仕様書

1 調査名

海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋）

2 調査目的

さんま兼業船による、アカイカ資源の有効活用に向けた効率的な操業手法の開発

3 調査項目

(1) LED 漁灯による配光の検討

操業前に改造船での LED 漁灯の放射照度分布を測定し、最適な配光条件を把握する。

(2) 操業調査

漁場環境配信サービスなどで配信される水温前線構造、他船の漁獲情報を参考にしながら北太平洋中央部東経域で操業調査をする。

(3) 漁労装備の検討

改造船は、従来のさんま漁船に艤装されていない、パラアンカーリールや自動いか釣機、流し等が艤装される。そのため、アカイカ操業時や航行時には 3D モーションセンサーにより、船体動揺に関する情報を収集し、改造後に安全な操業ができる基準を作成する。

(4) 漁獲データの取得

自動いか釣機の補助作業や漁獲物の処理に関しては、自動いか釣機 20 台を用いて実施し、その漁獲量を記録する。なお、改造船は従来の中型いか釣漁船と船体構造が異なるため船体動揺も異なることが想定される。そのため、自動いか釣機の設置位置によっては釣獲度合いが異なる可能性がある。そこで、設置位置によるアカイカ釣獲の差異について把握する。

また、昼操業にあたっては、水中灯を用いて、その有効性を確認する。これらの記録から改造船型での操業にあたって、改善点（灯具の設置位置、魚体処理の工程、その他漁労作業等）を抽出する。

(5) 改造船の実用化に向けた採算性の把握

改造に必要な経費や人件費，減価償却費，燃油経費等の支出から改造船によるアカイカ操業時の採算性を把握する。そのため，1 日における燃油消費量等を記録する。これらを用いて，さんま・アカイカ兼業船での年間収支についての試算を行う。

(6) 上記以外の取り組み

1) 漁獲したいか類の生物情報取得

漁獲されたいか類の生物学的特性を把握するため、調査員が生物測定等を行う。

2) 海洋観測

操業海域の海洋環境を把握するため、機構が用意する測器にて、水温や塩分等の鉛直的な変化を観測する。計測に必要な測器の昇降操作はおよび操船は調査員の指示のもと乗組員が行い、取得したデータの保存および管理は調査員が行う。

4 船舶要目

(1) 漁業種類：さんま棒受け漁業

(2) 航海能力：1か月以上無寄港で操業や航走が可能であること。

(3) 総トン数：180トン以上400トン未満であること。

(4) 付帯設備

1) 航海および漁労計器等

GPS、レーダー、船舶電話及びファクシミリ、魚群探知機、スキャニングソナーを備えていること。

漁場と海洋環境に関する調査に係り、一般社団法人漁業情報サービスセンターと共同研究を結んでいる。調査期間中に一般社団法人漁業情報サービスセンターが提供する「エビスくん」を調査員が常時使用できる状態にあること。

環境DNAの調査に係り水温計（空中重量5kg）、バンドン採水器（空中重量5kg）を垂下することから、十分な強度を持つワイヤーを装備していること。

2) 作業場所等

調査員が毎日のデータ処理や簡易分析のために優先的に使用可能なスペース（部屋）並びに電灯、供給電源のある机等を有すること。

3) 保冷設備

冷凍品を-20℃以下で100トン以上積載可能であること。

4) 冷凍設備

-30℃以下で1回当たり5トン以上の冷凍能力を有すること。

5) その他有ることが望ましい設備（必須条件とはしない）

① 潮流計 ②AIS

(5) 船舶改造詳細

1) 新規漁労機器の設置・搭載に係る設計ならびに設置・搭載工事

さんま漁船を、いか釣兼業船へ改造することに伴い、新たに、パラシュートアンカー、自動いか釣機20台、選別作業台、スパンカー一式を搭載・設置する。機器設置・搭載については、請負造船所とともに設計を行い、改造後の船舶について重量重心計算を行い、当該漁船の復原性について確認を行ったのち、改造工事を実施する。

設置する機器の設置場所ならびに方法については、以下の通りである。

1-1) パラシュートアンカー一式

当該漁船に、新規に電動油圧式パラシュートアンカー一式（パラシュートアンカー、幹縄、浮縄、ウキ、ドラムリール×2台）を設置・搭載すること。設置・搭載場所は、船主楼に設置し、使用に耐えうる方法で設置すること。また、舳先部分をパラシュートアンカーがスムーズに投錨・揚錨できる形状に改造し、船首ローラーを設置すること。尚、設置する機器類の購入は請負造船所が行う。

1-2) 自動いか釣機一式

当該漁船に、新規に自動いか釣機一式を設置・搭載すること。自動いか釣機一式とは、自動いか釣機、設置架台、網目状の流し、設置した自動いか釣機の制御を全台同時に制御するための操作盤（集中制御盤）で構成される。自動いか釣機の設置台数は20台、設置配置は、両舷舷側とし、どの位置にでもいか釣機を設置できるように台座を設置し、当該機の動力源として機器ごとにDC電源の配線を行うこと。網目状の流しは、設置した自動いか釣機に合わせて舷側から外に向けて設置すること。また当該機を操作するための操作盤（集中制御盤）を、ブリッジ内に設置し、その間を配線すること。尚、設置する自動いか釣り機20台は、開発調査センターより支給する。

1-3) 樋ならびに作業台等

当該漁船に、新規に樋を設置すること。設置する樋は、右舷舷側、自動いか釣機設置場所に設置し、船尾から船首側に向け下り勾配をつけ、右舷側作業甲板上（船体中央部付近）に設置する作業台に接続する。樋の幅は30cmとし、常時海水が流れる仕様とする。樋に流す海水は、船尾側最上部から流す仕組みとし、同箇所海水吐出口を新設する。樋ならびに作業台に製造の素材については問わない。

1-4) スパンカー一式設置・搭載

当該船船尾に、船を風に立てるための折り畳み式のスパンカーを設置すること。設置場所は、船尾船体中央部分、船尾側とすること。

1-5) 水中灯一式設置

当該漁船に、新規に水中灯ならびに水中灯巻上ウインチを設置すること。水中灯は、LED2kW（1本）、メタハラ10kW（2本）、水中灯に接続するケーブルは300m、巻上ウインチについては、上記水中灯を上げ下げできる能力を要するウインチとすること。

2) 既存設備の一部改造、入れ替え、搭載機器運転確認ならびに船体検査受検等

2-1) LED集魚灯配線工事

既存のさんま集魚用LED集魚灯をさんま竿から取り外し、いか集魚用LED集魚灯へ改造する。改造にあたり、新たに、いか集魚用LED集魚灯設置のための取り付け

け金具を製作する。取付金具は、LED 集魚灯設置後に海面照射角度を変化できる構造とすること。改造に伴い必要となる電源線ならびに信号線については、請負造船所が準備すること。

2-2) 新規設置・搭載機器運転確認ならびに船体検査受検、完成図書の作成

船体改造に関し、改造許可申請書等の作成ならびに申請については、船主と相談しながら作成し申請を行うこと。

船体改造終了後、搭載した機器に関し試運転を行い、その性能について確認すること。当該業にて実施した改造について、新たに船体検査が必要な場合について、請負造船所の基で受検すること。また改造箇所について完成図書を作成し、開発調査センターに提出すること。

3) 提出書類

完成図書（機器操作マニュアル、試運転成績表等を含む）一式

4) その他

改造工事を実施するにあたり、詳細については、担当職員の指示に従うこと。また、予期せぬ付帯工事が発生した場合、担当職員と打ち合わせを行い対処すること。

5) さんま操業船への艀装変更

いか操業終了後、いか釣り漁労機器を取り外し、さんま操業を実施できる漁労設備に艀装変更を行うこと。

(6) その他

- 1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として 2 名以上を含むことができること。
- 2) 本船は以上の要件の他、法令で定められた設備や、調査運行に支障を来さない相当の設備および付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

5 乗組員

- (1) 乗組員数は 15 名以上とし、漁労長、船長および機関長に加え、アカイカ商業操業時と同等の人数を確保すること。
- (2) 漁労長はさんま棒受網及びいか釣漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の一部はいか釣漁業の経験が 6 ヶ月以上あること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 調査員と円滑なコミュニケーションが取れること。
- (6) 出入港ならびに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用するこ

と。

6 用船期間および調査日程

用船期間

用船開始：令和 7 年 5 月 27 日（気仙沼港）

用船解除：令和 7 年 7 月 15 日（花咲港）

ただし、用船開始・解除日程・場所は開発調査センターと船主の協議により変更可能とする。

7 調査海域

北太平洋（外国 200 海里を除く）、東経海域のみ

8 担当研究所

開発調査センター

9 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

10 その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運行に関する事項については、本仕様書に定めるものの他、「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。
- (4) 本件を請け負う者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査名 海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋）
2. 業務目的等 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより取得する漁獲物について、適切な販売収入を得るため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。
3. 予定水揚げ港 北海道から東北地方の港
4. 業務期間 自）令和7年5月27日 至）令和7年7月15日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
予定水揚げ数量：50トン
主な漁獲物：さんま兼業船で漁獲した漁獲物（主にアカイカ）
6. 手数料率 本件に係る手数料率の上限は、1.0%とする。
なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。
7. 業務内容 上記5.の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
 - （1）予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
 - ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
 - ② 市場に対して入港日、漁獲物明細を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。
 - ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。

④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

原則全ての水揚げに立ち会うこと。立ち会うことが難しい場合は必ず事前に当機構と協議し、承認を得ること。

(4) 販売結果の報告及び販売代金の当機構への送金に関する事項

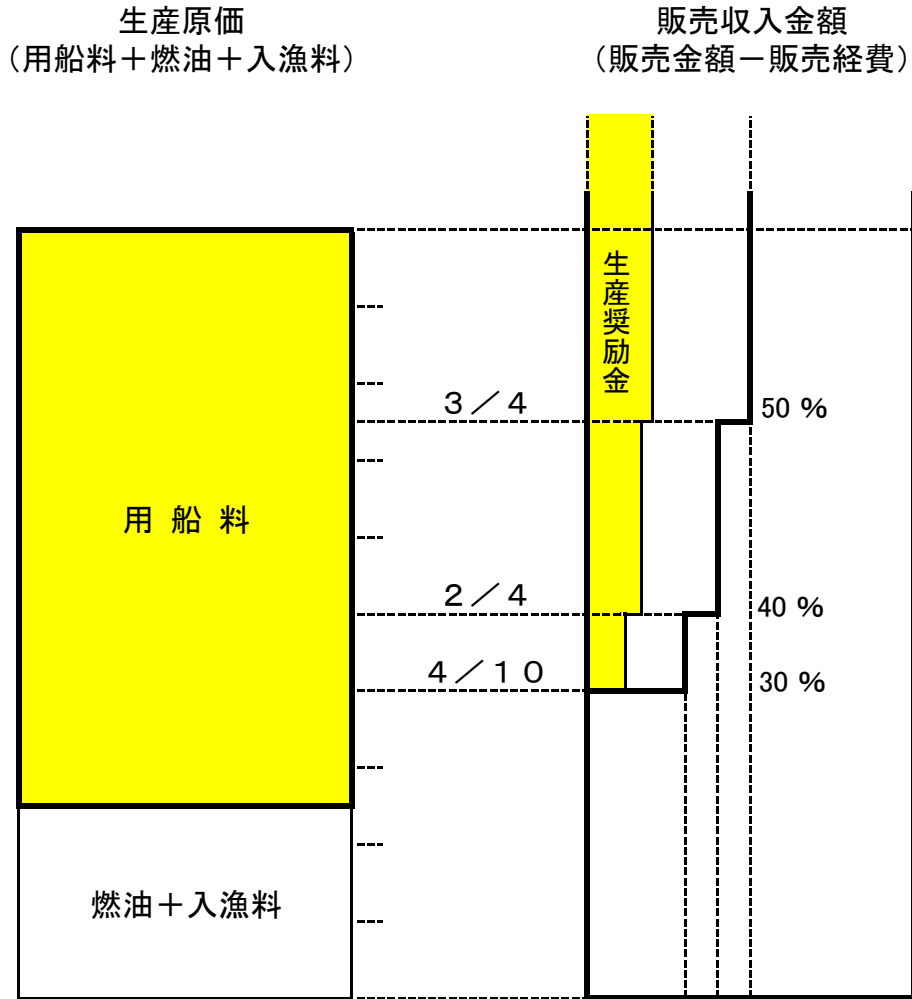
① 販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証券(市場仕切書等)添付して提出すること。

② ①は販売代金が市場又は販売先から入金後直ちに、書面により当機構へ報告しなければならない。

③ 販売代金は、当機構が②を確認後行う支払依頼日から、市場手数料及び販売委託手数料を差し引いた額を14日以内に当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。

生産奨励金の考え方



生産奨励金歩合

- ① 生産原価の 4 / 10 ~ 2 / 4 までの部分 × 30%
- ② 生産原価の 2 / 4 ~ 3 / 4 までの部分 × 40%
- ③ 生産原価の 3 / 4 以上 × 50%

$$\text{生産奨励金} = (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 4 / 10$$

支払う用船料 = 用船料 + 生産奨励金

※ 用船料は各月払い、生産奨励金は契約期間終了後の精算払い